

紹介手数料の返戻金制度について

当社の紹介により、採用決定者(求職者)が入社辞退や自己都合により、または就業規則違反等の責に帰すべき事由により、3か月以内に退職した場合、または本人の責に帰す事由により解雇された場合、下記の基準で受領した紹介手数料の一部を返還するものとします。但し、採用決定者(求職者)に対する対応が各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合、採用決定者(求職者)に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることを起因とする退職の場合には紹介手数料を返還しないものとします。

また、採用決定者(求職者)が上記の理由以外で、紹介先(求人者)の都合のより退職することになった場合も紹介手数料を返還しないものとします。

- ・入社後1か月以内の場合： 紹介手数料の80%
- ・入社後1か月を超え2か月以内の場合： 紹介手数料の50%
- ・入社後2か月を超え3か月以内の場合： 紹介手数料の20%

紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、返戻金制度は適用しないものとします。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合もあります。

株式会社キャストクリエイション
許可番号 34-ユ-300573